

2021年12月1日  
第124号



# 国労九州

〒812-0013 福岡市博多区東3丁目9番3号  
〒812-0013 福岡市博多区東3丁目9番3号  
092-483-1515  
発 責 千々岩隆  
編 責 水流 彰



# 総選挙後、憲法改正合唱の嵐!

## 国民は憲法改正を求めているのか?

総選挙が終わった途端に自民党の憲法改正の動きが活発になってきました。茂木幹事長からは、まずは「緊急事態条項」から議論すればいいのではないかと記者会見で述べ、これを受け、日本維新の会が憲法改正に積極的に呼応し、来年参議院選挙で同時に国民投票の実施を呼びかけました。また国民民主党も維新と同調し憲法審査会の開催を求めていくことを発表するなど憲法改正に向けての大合唱です。

自民党は、憲法改正について長年の悲願として改憲4項目をあげています。その中身は、9条に自衛隊の明記「災害時の緊急事態対応を強化」参議院の合区解消「教育環境の充実」などです。特に問題なのは、9条の改正です。自衛隊は多くの学者から違憲と言われているのが国民からは認知されているので、自衛隊違憲論を解消したい。自衛隊を明記しても、9条1項・2項とその解釈は維持するとしているので問題なし」という態度です。

もともとらしい内容に聞こえますが、よく考えてください。9条の3項に自衛隊を加えれば「後方優位」という原則により、1項・2項は無に帰することを意味し、9条事態が大きく変わります。軍部が独走しアジア全体と国民が大きな被害を受けた先の大戦の反省から、日本国憲法が施行されました。9条があるからこそ戦後76年戦争に巻き込まれず一人の死者も出していま

せん。安倍前首相時代に、集団的自衛権の解釈を一方的に変更し、アメリカとの戦争に巻き込まれる危険が高まってきましたが、9条のおかげで踏み止まっています。また「緊急事態条項」については、大地震による災害やコロナ対応でロックダウンなどの強い措置が必要であり、内閣が国会審議を経ず政令を制定できるようにすると言っていますが、わざわざ憲法改正をする必要はなく、現行の法律や条例で十分対応できます。

憲法は「権力者を縛るもの」であり、国会議員も含めて、憲法遵守義務があります。何故そこまでして、憲法改正に拘るのか、それは、中国などの脅威を誇張して、もしアメリカが軍事参戦した場合、日本も日米軍事同盟の一員として軍事行動を取りたい他になりません。その際に9条はどうしても邪魔で仕方がないのです。

### 憲法第9条 戦争の放棄

①日本国民は、正義と秩序を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍などの他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

また、自民党の憲法素案にある、天皇の「元首」化とあるように戦前回帰を望んでいるためです。

国労は結成以来、平和と民主主義を守るために奮闘してきました。憲法改悪阻止のために引き続き頑張ります。

### 九州本部組織対策会議

- 労働講座  
本部鈴木組織部長  
本部 岩元書記長
- 場所 サンメッセ鳥栖 (会議室)
- 時間 12月15日 (水曜日) 13:00~

がん治療を幅広く  
まとめて保障するがん保険

NEW!  
アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in



**No.1** がん保険  
がん保険  
がん保険  
がん保険  
がん保険  
がん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■親戚代理店(アフラックは代理店制度を採用していません)  
アベニール株式会社  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引継ぎ保険会社)  
「生きる」を創る。  
アフラック  
東京第二法人営業部  
東京都中央区西銀座2-1-1 新橋ビル15F  
TEL.03-3346-1459 FAX.03-3346-2058  
P19437 AFツル-30000099-2007029 2F3E1